

専門実践教育訓練給付制度指定講座について

本校高等課程准看護科および専門課程看護科は、雇用保険法第 60 条の 2 に規定する教育訓練給付金の「専門実践教育訓練講座」として厚生労働大臣より指定を受けています。

これは、支給対象者である方が、厚生労働大臣の指定する講座を受講すると、受講料（入学金・授業料など）の一定の割合額をハローワークから支給する制度です。

専門実践教育訓練給付について簡単に説明いたします。

***詳細についてはハローワーク窓口およびハローワーク発行のパンフレット等で必ずご確認ください。**

1. この給付金の窓口は、ハローワークです。（学校ではありません。）
2. 支給対象者は、次の(1)または(2)に該当し、専門実践教育訓練を修了する見込みで受講している方と修了した方です。
 - (1) 雇用保険の被保険者
受講を開始した日に雇用保険の一般被保険者の方のうち、支給要件期間が 3 年以上ある方。
 - (2) 雇用保険の一般被保険者であった方
受講を開始した日に一般被保険者でない方のうち、一般被保険者資格を喪失した日以降、受講開始日までが 1 年以内であり、かつ支給要件期間が 3 年以上ある方。
3. 給付内容
 - 1) 在学中 6 ヶ月毎の申請により、受講料（入学金及び授業料、必須の教科書代、必須の実習費等）の 50 % 給付があります。（上限あり）
 - 2) 卒業後 資格取得し、卒業後 1 年以内に一般被保険者として雇用されると（就職すると）更に受講料の 20 % 給付があります。（上限あり）
 - 3) 卒業後 資格取得し就職後、訓練終了後の賃金が受講開始前と比較して 5% 以上上昇した場合、更に受講料の 10 % 給付があります。（上限あり）
*令和 6 年 10 月 1 日から給付金が拡大されました。
4. 専門実践教育訓練給付金受給資格者のうち、一定の条件を満たした方が失業状態にある場合には、さらに訓練受講を支援する制度があります。（教育訓練支援給付金）
*これは、本校では高等課程准看護科のみです。専門課程看護科は該当しません。
***この制度の詳細(自身が対象となるかどうかなど)についても、ハローワークで必ず確認してください。**
5. 手続き
ハローワークで、入学 1 ヶ月前までに手続きをしておく必要があります。

注意 准看護科で給付を受けると、引き続き看護科に進学した場合、看護科では給付を受けることができません。（一度給付を受けた場合は、3 年以上の雇用保険の一般被保険者期間が必要となるため）

お願い この給付は、ご本人がハローワークで手続きし、給付を受けるものです。今働いている方、一度働いた経験がある方は、支給対象者となるかどうか（支給要件照会）、どういう手続きが必要か等詳しい内容を、必ず**ハローワークに行き相談確認**してください。